

立することができる。

2 共同募金会連合会は、第七十三条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。

〔平成十五年四月一日以降〕

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第八十条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

第二節 社会福祉協議会

第九十一条（略）

第三節 共同募金

第一百二十二条〜百二十四条 (略)

第十一章 雑則

(大都市等の特例)

第一百二十三条 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第一百二十四条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第一百二十五条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生省令への委任)

第一百二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生省令で定

第十二章 罰則

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者
- 二 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を経営した者
- 三 第七十二条第一項から第三項までに規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は同条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者
- 四 第七十三条第一項の規定による許可を受けないで、又は同条第二項の許可条件に違反して寄附金を募集した者
- 五 第七十三条第二項の規定による条件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第二百二十八条 第七十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 第三十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載

すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第四十三条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

五 第五十条又は第五十一条第二項の規定に違反したとき。

六 第五十五条において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

七 第五十五条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

第三百三十一条 第二十三条又は第一百十一条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。但し、第四章、第五章並びに附則第三項から第六項まで及び第十項の規定は、同年四月一日から、第三章及び附則第七項から第九項までの規定は、同年十月一日から施行する。

(関係法律の廃止)

2 社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)は、廃止する。

3 社会福祉主事の設置に関する法律(昭和二十五年法律第八十二号)は、廃止する。

(社会福祉主事に関する経過規定)

4 第四章の規定の施行の際、現に社会福祉主事の設置に関する法律による社会福祉主事に任用されている者は、

この法律により任用された社会福祉主事とみなす。

5 第四章の規定の施行の際、現に社会福祉事業に従事している者で、左の各号の一に該当するものは、第十八条の規定にかかわらず、同条に規定する資格を有する者とみなす。

一 昭和二十一年一月一日以降において、二年以上、国若しくは地方公共団体の公務員又は厚生大臣の指定した団体若しくは施設の有給専任職員として社会福祉事業に関する事務に従事した経験を有する者

二 昭和二十年五月十五日以降において、三年以上、社会福祉、公衆衛生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護又は更生保護に関する事務に従事した経験を有する者

6 社会福祉主事の設置に関する法律第二条第一項第一号又は第二号の規定によつてした厚生大臣の指定は、第十八条第一号又は第二号の規定によつてした指定とみなす。

(福祉に関する事務所に関する経過措置)

7 都道府県は、当分の間、第十四条第一項の規定にかかわらず、地方自治法第百五十五条第一項の規定による支庁又は地方事務所に、第十四条第五項に定める事務を行う組織を置くことができる。

8 第十五条から第十七条までの規定は、前項の組織に準用する。

9 町村は、昭和二十六年年度に限り、第十三条第七項の規定にかかわらず、同年十月一日に福祉に関する事務所を設置することができる。この場合においては、その町村は、同年四月三十日までに、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(社会福祉法人への組織変更)

10 この法律の施行の際、現に民法第三十四条の規定により設立した法人で、社会福祉事業を営んでいるもの(以下「公益法人」という。)は、昭和二十七年五月三十一日までに、その組織を変更して社会福祉法人となることのできる。

11 前項の規定により、公益法人がその組織を変更して社会福祉法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、財団たる公益法人は、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも

12 厚生大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができる。
前項の組織変更は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

13 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

(寄附金の募集の経過規定)

14 この法律の施行前に社会事業法第五条の規定によつて都道府県知事又は厚生大臣がした寄附金募集の許可及びそれに附した条件は、第六十九条の規定によつてした許可及びそれに附した条件とみなす。

(社会事業法の罰則の適用に関する経過規定)

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年法律第百十一号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日〔平成十二年六月七日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。))及び同条第二項第四号の改正規定を除く。)の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）第五條、第七條及び第十條の規定並びに第十三條中生活保護法第八十四條の三の改正規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四條まで、第十七條から第十九條まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十條の規定、附則第四十一條中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五條の改正規定（「社会福祉事業法第五十六條第二項」を「社会福祉法第五十八條第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二條（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六條の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二百二十四条関係）

<p>都道府県</p>	<p>第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十二条、第一百十九条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条</p>
<p>指定都市及び中核市</p>	<p>第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十二条、第一百十九条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条</p>
<p>市町村（指定都市及び中核市を除く。）</p>	<p>第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項</p>

「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」附則（抄）

（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の社会福祉法（以下「社会福祉法」という。）第二条第三項第十二号に規定する福祉サービス利用援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）の施行の日から起算して三月」とする。

2 第一条の規定による改正前の社会福祉事業法（以下「旧社会福祉事業法」という。）第二条第二項第六号に規定する公益質屋を経営する事業であつて、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約に係るものについては、当該契約に関する業務が終了するまでの間、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業とみなす。

第四条 社会福祉法第四十四条第四項の規定は、平成十二年四月一日に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する書類から適用する。

第五条 社会福祉法第七十二条第二項に規定する社会福祉事業の経営者（次項において「社会福祉事業の経営者」という。）であつて、この法律の施行の際現に契約により福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この条において同じ。）を提供しているものは、この法律の施行後、遅滞なく、当該福祉サービスの利用者に対し、社会福祉法第七十七条に規定する書面を交付しなければならぬ。ただし、この法律の施行前に同条に規定する書面に相当する書面を交付している者については、この限りでない。

2 社会福祉事業の経営者が、前項本文の規定に違反したときは、当該社会福祉事業の経営者を社会福祉法第七十七条の規定に違反した者とみなして、社会福祉法の規定を適用する。

八

社会福祉の増進のため
の法律の施行に伴う関係
政令の整備等に関する
政令の改正する

第六条 社会福祉法第百十五條第二項及び第三項並びに第百十六條から第百十八條までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寄附金の募集が行われる年の共同募金から適用し、施行日前に寄附金の募集が行われた年の共同募金については、なお従前の例による。

〔公益質屋法の廃止関係〕

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（抄）

（公益質屋法の廃止）

第十四条 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）は、廃止する。

附 則 抄

（公益質屋法の廃止に伴う経過措置）

第二十六条 第十四条の規定による廃止前の公益質屋法（次項において「旧公益質屋法」という。）は、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約について、この法律の施行後もなおその効力を有する。

2 旧公益質屋法第十五条第一項（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十条から第二十四条までの規定を準用する部分に限る。）の規定は、前項に規定する質契約に関する業務が終了するまでの間、この法律の施行後もなおその効力を有する。